

日本領香港における人口疎散政策の理想と現実 香港総督部と憲兵隊の温度差

桜山修一

日本大学国際関係学部国際交流科 2 年

はじめに

現在に生きる日本人が持つ香港のイメージとは、イギリスの植民地というのが一般的である。しかし 1941 年 12 月 8 日、パールハーバー攻撃と同時に、日本軍はイギリス領である香港に侵攻を始めた。そして十七日後の 1941 年 12 月 25 日、イギリス軍は日本軍に降伏した。この 1941 年のクリスマス、俗に言う「暗黒のクリスマス」から三年八ヶ月を経て終戦まで、香港は日本の植民地であった。日本領香港というイメージは、イギリス領香港に比べるとあまり一般的に知られてなく、注目されていない。

戦争当時の日本の新聞では、日本占領下香港での交流美談、友好などの話が報道されていた。例えば朝日新聞は、降伏後の香港では、香港市民は日本軍のおかげで真の安住の地を得、日本のことを全東亜を愛護する慈父と唱えていることを、報道している。¹ 1942 年には、「香々峰（日本占領前はビクトリア・ピーク²）」は一寸箱根といった感じがあり、夕暮れを歩く人たちの姿も和やかであると報道している。³ さらに南京国民政府（日本の傀儡政権）の対米英宣戦布告と共に、華民代表会と華民各界協議会では、南京政府絶対支持の宣言議文を発表するなど、大東亜建設に向かって一路驀進を開始したと、香港が参戦に沸き立つ姿を報道している。⁴ 香港における日本語指導に関連する報道もされており、1942 年 6 月の記事によると香港市民の日本語熱の熱心さは真剣味を帯びていて、⁵ 日本人が買い物に行っても日本語でほとんど不自由しなかったとしている。⁶ さらに軍人および第三人達（香港に在留している日本人及び中国人でもない者？）も日本語を学び、一方

邦人は広東語を修得して お互いに明朗香港の建設に協力し合っているとすら報道されている。⁷

しかし当時は報道規制があり、新聞上の情報が真実であるとは限らない。この小論文では、こうした美談の背後にどのような隠蔽された事実があるのかを考察していく。現在まで注目されず脚光を浴びなかった香港における日本人と現地人の「交流」のあり方は、日本の植民地として例外だったのか、それとも他と同じだったのか。日本が占領していた三年八ヶ月間という短い期間が、香港の住民にどれほど影響を与えたかを、香港統治において最重要問題であった人口疎散政策を通して考察していく。

I. 人口疎散政策の理想

日本が香港を占領した当時、香港の人口は膨大に増えていた。その原因は中国大陸で繰り広げられている日中戦争である。中国大陸に住んでいた住民は、戦争が始まると避難を始めた。しかし中国大陸の各地に戦火が広がっていたため、避難民が目指した安全な場所が香港である。日本が占領する以前の香港はイギリスが統治しており、戦禍を免れていた。しかし香港には短期間に膨大に増加した中国人に与える食料の余裕はなかった。

日本政府は占領を開始すると、香港の人口問題のすみやかなる解決を目論んだ。それが人口疎散政策である。1941年、日本軍は「港九地区に於ける人口疎散実地要領」を計画した。それによると、人口疎散対象外として香港に在留することのできたのは次のような人々である。(1) 操業継続が必要な工場従業員、(2) 要在置工場従業員。(3) 造船、造機竝に船舶修理工場要員及び船舶乗組員同関係者、(4) 重慶側要人でかつ軍興要機関の在留許可証を有する者及び華僑にして将来利用価値を有するもの、(5) 恒産があり且一定の職業を有するもの、(6) 農産其の他生活必需品の生産に従事する者、(7) 其の他軍が必要と認めたる者である。⁸ さらに日本軍は帰郷者に対し、港九地区より目的地に至る交通

上の便宜を所轄の大日本各部隊において提供するなど、移動に関して最低限の助力を行っている。⁹ さらに日本軍は帰郷者に対し、到着地に於いて広東省帰郷者弁事処に出頭し前後の指示を受くべしと、帰郷者が帰郷した後の援助までも計画している。¹⁰

日本軍による人口疎散政策は香港総督部にも引き継がれ、1942年4月9日、総督部は難散民に国境までの無賃乗車を許可したり、戒克便乗の機会をあたえたりするなどの対策を立てている。¹¹ さらに1942年7月26日の段階では、帰郷者に対して「温情ある」人口疎散政策を打ち出した。すなわち、『帰郷志願者のため、江門、油頭、市渡、唐家湾、太平、淡水各地に便航を出す、この申し込みは帰郷指導事務所本部、蔵前○（判読不明、以下判読不明のものは○と表記する。）帰郷宿泊所、九龍帰郷指導事務所九龍城出張所などで取扱い十五歳以上のものには一円の手数料を課する、志願者は一括にして香港九龍市内の旅館に三日前より合宿しこの間ならびに船中の食料を支給するほか一人あて白米一斤を無料配給する』というものである。¹² さらに総督部は民衆を香港から追放するのではなく、利用することを思案し始めた。1943年総督部は、香港飛行場拡張に伴う啓徳地域居住の約三万の住民を新開地に集団移転させ、荒地約一万町歩の開墾に振りあてるという人口疎散も行った。¹³

しかしなぜ総督部はここまで香港の民衆に対して「温情ある政策」を行ったのであろうか。総督部は統治に際して、「以華制華」の方針を打ち出していた。この以華制華とは、住民の圧倒的多数を占める中国人を統治するために中国人を利用する、という意味である。¹⁴ 当時の『朝日新聞』に報道された友好政策に関する説明によると、香港総督部は上から下への諮問機関として華民代表会と華民各界協議会を設立し、地域結合として香港、九龍、新界に市役所をもうけた。¹⁵ この華民代表会、華民各界協議会の両会のメンバーは総督部が選んだ中国人によって編成された。総督部は香港の教育に関し、華民代表会から教育審議委員会を設置し、中国人の意見をもこの機関を通じて、どしどし聞いていこうとしていたという。¹⁶ つまり、総督部は両会を通じて、中国民衆の意見を取り入れようと考え

えていたというのだ。

しかしなぜ総督部は、他の植民地の統治とは異なり、華民代表会や華民各界協議会を設置してまで民心の把握を最重要としたのか。香港はイギリスの百年にも及ぶ搾取政治の被害にあっていた。そのため総督部は民衆に対し、日本の政策はイギリスのような搾取政治でなく、恩恵あるもので、民衆のことを考慮するものであることを示さなければいけなかった。さらに総督部は、中国の政治は民心の動向によって決定すると考えており、磯谷廉介総督にいたっては、中国の中心となるべきところは、南方支那、香港の中国人であると信じていた。¹⁷ つまり中国の中心である香港の民心を得ることは、中国全土の民心を得るのと同義であるということである。このような背景があるため、総督部は香港の統治に際して、民心を得ることを最重要としていたのである。

香港における人口疎散政策は、「以華制華」により、華人側の積極的協力によって着々成果を挙げ¹⁸、大方の協力のもと比較的順調に進みつつあった。¹⁹ そのため日本軍及び総督部は 1941 年 12 月 24 日から 1943 年の九月末までに、香港の 97 万 3000 人の民衆の人口疎散に成功したのである。²⁰

人口疎散政策の方法や結果は、新聞を通して、好意的かつ肯定的なものとして日本人に伝えられている。しかし、ここで注意しなければならないのは、政策の具体的内容に関する報道が伴ってないということである。これまで見たように基本政策や、親日的情報は華々しく宣伝されているが、香港から出ていかななくてはいけない、住み慣れた土地から引き離されていく中国民衆の具体的な感情を思いやったような報道は一切ないのである。さらに記事を読む限り、これまでの人口疎散では食料や交通、宿舎などの援助を行っているようであるが、そもそも食糧問題に悩んでいる香港を舞台にして、総督部にそのような余裕が現実にあったかどうか疑がわしい。このような疑問から推察するに、人口疎散政策には「強制」という側面が伴っていた可能性がある。それでは実際の人口疎散とはどのようなものだったのであろうか。次にそれを考察してみる。

II. 人口疎散政策の現実

人口疎散政策の施行に当たったのは憲兵隊である。そのため、まずは憲兵隊のことを知らなければいけない。

憲兵隊とは形式上香港占領地総督部の下に置かれている参謀部の傘下にあった。しかし憲兵隊の権限は強大であり、役割は広範であった。憲兵隊の任務は、軍機保護からはじまる治安の維持、商業活動の取締、銃刀砲器の取締や出版通信物の検閲、軍人軍属の風紀取締りなどその関連する範囲は広範な領域におよんでいた。²¹ さらに憲兵隊は香港の統治の実生活面も取り仕切っていたのである。²² このような憲兵隊は総督部の下部組織であったとは言えない。総督磯谷中將は単なる一般行政事務の執行者にすぎず、憲兵隊長が一切の権力を掌握し、随時人を逮捕し投獄する権限を握っていたのだ。そればかりか憲兵隊は、一方的に住民を外地に連行して苦役に従事させたり、処刑することさえできたのである。²³

香港における憲兵隊の役割は、香港の実生活を取り仕切ることで、香港の民間人と接触するものであった。その接触の仕方は、総督部のうちだした「以華制華」や温情政策とは異なり、非道なものであった。憲兵隊は民間人に対し強奪、拷問、強姦、暴力、虐殺などを行ってきた。その被害者の中には、罪なき民間人も数多く含まれている。

憲兵隊の非道な例は現在にも数多く言い伝えられている。その中からいくつか紹介しよう。通行人は日本軍の前を通りすぎる際には、脱帽して最敬礼することが強要され、もしうっかりしてそのまま通りすぎようとしたり、命令に従おうとしなければ、公衆の面前で殴打やビンタなど残酷な懲罰を覚悟しなければならなかった。²⁴ 他には、毎日憲兵がパトロールしてやたらと住民を逮捕しては、密貿易犯とか重慶分子のレッテルを貼って、残酷な拷問にかけた例などもある。²⁵ さらに、憲兵隊のとある将校が某氏の娘を見そめた際、

その将校は某氏に重慶分子（蒋介石国民党の支持者またはスパイ）というぬれぎぬを着せ、逮捕・抑留した。その後将校は娘と交渉し、某氏の釈放の代わりに、娘との同棲を強いて、娘は泣く泣く承諾したという。²⁶ このような個人の私情による非道的なものもあったが特に憲兵隊長である野間賢之助大佐の場合は格別に酷いものであった。野間大佐は、人を殺すときも草を刈るように顔色も変えず、しかもやたらと人を殺したため、住民達は恨み骨髄に徹しており、野間大佐のことを「殺人王」と呼んでいたのである。²⁷

このように非人道的な憲兵隊が行っていた人口疎散政策に対して、本当に中国民衆の協力があったとは考えにくい。華々しい温情政策報道の裏にどのような「強制」の事実があったのだろうか。

まず始めに香港神社建立の土地収収に関する人口疎散について検討したい。1943年の朝日新聞によると、香港神社建立を計画、このほど敷地などを決定したとある。『〇域は約四百万坪で香港港湾および九龍方面を一望の下に〇〇する〇〇の地である』とごく簡潔に報道されている。²⁸ しかし実際はこの神社用地が収用されると、二千人の住民が強制的に立ちのくされたのである。²⁹ 新聞上では神社建立予定地に住んでいる住民などの内容は具体的に記載されてなく、あたかも何も問題がないかのようである。だが実態は「住民の強制撤退」という形で神社の土地を得ているのである。このような「強制」の土地収収の事件はまだある。香港総督部はロック・ハード・ロード一帯の八百メートルにわたる区域に慰安所を設ける計画を立てた。そして何の前触れもなく、完全武装した憲兵をその地域の民家に送り込み、住民に三日以内に退去するよう通告させた。³⁰ これらだけでなく、人口疎散政策にはまだ数々の「強制措置」がある。人口疎散政策において帰郷者には交通やその後の援助などが布告されているが、香港神社建立ケースの場合、住民達は住家を退去させられた後山野や街頭で野宿し、ひとりまた一人と倒れて死亡し、生き残った人々もどこに流れたていったか、その行方はわからなかったという。³¹ さらに慰安所建設の場合、退去者は住む所もなく、やむなく街頭に野宿したが、ちょうど真夏だったので多くの

人々が病気になったり死亡したのである。³² この香港神社と慰安所の場合は、土地接收政策であるが人口疎散政策と共通した性格を持つといえる。

人口疎散政策においては帰郷外の人物、つまり残留できる者には先ほども述べたように条件があった。しかし現実には、街頭でだれかれの区別なく手当たりしだいに市民を捕まえると、有無を言わず、国境の外まで連れ出したという。³³ 憲兵隊にいたっては、トラックに乗って各地域に巡回し、市民が通りかかるとトラックに引きずり込み、時には路上にトラックを止め、網を張って道路を封鎖し、捕まえた。³⁴ 帰郷の際の宿舎や交通手段の手配、その後の援助などがあったとされるが、現実には、護送された市民は難民キャンプに收容されて、一日に一人あたり朝に握り飯一個、午後に小さな椀に一杯の飯が支給されるだけであった。さらに飢えている人々に献血までも強要していたという。³⁵ 帰郷者の輸送の面では、多くの機帆船に人数制限の数倍の人々を押し込み、しかも航海途中で略奪や沈没もあり、酷い場合は日本人に撃沈されたりしている。³⁶ 最悪の場合は、無人島に運ばれた帰郷者もあり、その場合一人当たり三斤の米だけを与えられ、島に遺棄された。その後は弱肉強食の世界となり、餓死した者は島に白骨をさらしたという。³⁷

新開地で開墾を行わせる人口疎散も同様な状況であった。海南島への強制派遣の場合、労働者を粗末で老朽化した船に乗せ、本来ならば百数人しか收容できない船倉に、数百人も詰め込んだ。そのため船倉内は空気が濁り、湿気が多く悪臭がたちこみ、寝る場所さえもないため、到着時には半数が病で倒れた。さらに現場の労働はきつく、食事も睡眠も十分でなく、虐待も酷いので、終戦後の生存者は三分の一にも満たなかった。³⁸

人口疎散政策について、当時の日本の新聞は「強制」的な面をまったく記載せず、いかにも以下に記載するイラストのように香港市民が日本軍に感謝し、協力的な「協和」を生み出したかのように報道した。しかしそこでは、「強制」という憲兵隊の残虐な面を隠蔽していたのである。



『日本軍政下の香港 宣撫工作の絵 (作者不明?)』

[出典:『日本と軍票 その他』より <http://www18.ocn.ne.jp/~jmn/>]

日本軍の占領直後、香港の民衆は、長い間イギリスから搾取政治を行われてきたため、日本軍の政治に対して上のイラストのような温情ある政治を期待していたかもしれない。しかし日本占領下となった香港の現実、イギリス領時代よりも厳しく、常に略奪、強姦、暴力、拷問、虐殺などの死の恐怖と隣り合わせの生活となってしまった。このような状況下で、親日的な感情が湧いてくることは考えられない。

子育て中の母親は、日本軍から支給された日章旗を、赤い日の丸の丸い部分を切り取り、二つに折りたたみ縫い合わせ、幼児の用便のため尻部が開くズボンを造り、はかせて憂さ晴らしをしていたという。³⁹ さらに終戦後、憲兵隊長野間大佐は香港で裁判を受けるため香港に護送され、その後怒り狂った市民からの暴力により、眼鏡は壊れ、衣服も乱れ、顔は傷だらけになった。さらに絞首刑に処される前、野間大佐は、在任中出勤に使った白馬の背に縛り付けられて町中を引きまわされ、さらしものにされたのである。⁴⁰ 香港の市民の日本に対する感情は、日本の新聞などが日本人読者に伝える「協和」「温情」とは異なり、恨み、憎悪など負の感情しか抱いていなかったのである。

しかしなぜ総督部と憲兵隊とで、これほどまで香港に対する態度が異なるのか。なぜ総督部の「以華制華」を憲兵隊は行わなかったのか。おそらく、憲兵隊と軍人では、意識の違いが生じていたのかもしれない。その意識の相違の原因は、憲兵隊の権限にある。

総督部は香港において 軍人軍属に対しては警察権執行という権限を与えたが、憲兵隊には軍人軍属の軍紀風紀の観察をまかせた。⁴¹ そのため憲兵隊には日本軍の軍人を捕らえる権限が生じた。現在で言う警察内部の公安警察のようなものである。この結果、軍人を捕らえることのできる軍人という意識から、憲兵隊には普通の軍人に対し、逆らったら捕えるという優越感を抱くようになり、特別な軍人であるという意識が芽生えたと考えられる。その意識から憲兵隊は、香港総督部の「以華制華」のような統治方針を無視して、憲兵隊による特別な統治を行う権利があるという特権意思が芽生えたと考えられる。そうした意識から、憲兵隊は独自の統治として、香港の市民に対して残虐非道な行為を平然と行えたと考えられる。

それでは形式上とはいえ最高権力者である総督部は、なぜ憲兵隊の非道を止めなかったのであろうか。その原因も憲兵隊の権限にあるのではないか。これはあくまで私見であるが、もし総督部の人間が憲兵隊の非道に対し、批判を行ったとするなら、おそらく憲兵隊は、批判者を捕らえ、処刑はまだしも、何かしらの罰則を与えるよう誘導できたと考えられる。そしてその結果、総督部の「温情政策」が隠し切れないほどの残虐、非道がまかり通るようになってしまったのではないか。ここに、香港総督部と憲兵隊の間に香港統治に関する意識の温度差があった。 植民地支配というのは決して一元的なものでなく、重層的であったのだ。

結論

香港は日本の植民地として例外であったのか、それとも同じであったのだろうか。軍政下に置かれ、憲兵隊が権力を握り、略奪、暴行、強姦、拷問、虐殺など非道なことが行われていた点では、他の植民地と相違はない。しかし総督部が香港の統治の際に「以華制

華」を用いたのは特殊、例外であろう。満州において日本軍は皇帝に溥儀を就任させ傀儡政権としたが、現実には日本軍を通さなければ内政を動かすことはできなかった。香港の「以華制華」はこの満州の傀儡政権に類似しているが、香港の最高権力者は形式上総督磯谷中将であり、諮問機関として香港人を利用した華民代表会と華民各界協議会があった。総督部は香港市民の民心を得、統治を効率的に行うために香港の市民を利用したのであり、満州のように国家を成り立たせるため、かつ他国からの批難の逃げ口として用いたわけではない。さらに総督部は華民代表会、華民各界協議会の両会を通じて、建前上とはいえ、積極的に市民のことを考え、政策に反映させるよう思考した。この点こそ、他の植民地と異なる日本領香港としての最大の特殊性であろう。

このような特殊性をもった日本占領下の香港で、日本軍の統治は市民にどのような影響を与えたと言えるか。日本軍が香港を占領した三年八ヶ月という短い期間は、現在まで香港の市民の恨みを買うほど多大な影響を与えている。日本占領下の香港で占領軍報道部芸能班長に勤めていた和久田幸助という人物が、1980年代半ば香港を訪れた際タクシーに乗ると、運転手は自分の父親が日本軍票により財産の四分の一を失ったことを今でも恨み、怒っているということ、和久田に殴りかかるように話したという。⁴² また1984年に公開された香港映画『風の吹く朝』では、日本軍が民間人に対し、暴行、強姦を働くシーンが描き出された。⁴³ 終戦から四十年ほど経っていた当時でも、香港の市民の日本に対する怒りは、まだ残っていることを象徴している。旧九龍駅跡鐘楼や旧香港憲兵隊本部である香港立法局には、下の写真のように、日本軍香港侵攻の際に撃ち込まれた弾痕が今でも生々しく残されている。香港には現在まで日本が占領したときの恨み、傷跡が様々な形で残されているのである。



[写 真 出 典 :

<http://194hongkong.fsr.jp/sensoul.html>]

『風の吹く朝』のような反日映画や、和久田幸助氏の経験したエピソード、そして香港の建築物に現存している戦争の傷跡などを、現在に生きる日本人は、どのように捉え、どのように考えればよいか。過去の事実は様々な形となって記録に残るが、人の記憶の中では消してしまえる。個人同志の交流の際には、このように悲惨な過去は忘れて、口当たりのよい交流のみを行えば良いと考える人もいるかもしれない。しかし過去の事実は消えない。国際政治の場においては、日本と中国の外交では必ずといっていいほど、この日本軍が行ってきた非道の事実と記憶は障害となる。実は個人同志の交流の際も例外ではない。たとえ時代が変わり、多くの人々がこの事実を忘れたとしても、和久田氏のエピソードにあるような日本に対して強い恨みを持った香港の市民は消えることはない。戦後60年が過ぎても、香港の市民は日本に戦争責任を取るように懸命な努力を行っている。だが日本政府は、香港市民の主張を無視し、関わろうとしていない。そのため香港市民の恨みは薄れず、逆にエスカレートしていくのである。

それでは日本人はどのようにすればよいのか。まずは「戦争責任」に関する自覚の放棄や自分には関係ないという考えは持たず、日本人である限り一人ひとりが過去の罪を受

け止め、罪悪感を抱かずとも自覚し、そして恨みを持つ香港市民の意見を聞かねばいけない。香港市民の意見の中には、無理難題の主張があるかもしれないが、可能な限り日本人は香港市民の主張を受け入れるべきである。現状ではいきなり政治的解決を狙うのは無理であろう。だからまず個人個人が戦後責任の自覚を持ち、個人の場合は自分ができる限りにおいて、彼らの主張を真剣に聞き入れるべきであろう。そしてその後、一人でも多くそのような自覚のある政治家や議員が現れ、こうした過去について多くの日本人が学ぶ機会を増やしていくようにしたり、現状の戦争責任放棄の姿勢を変えるなどしていかなければならないと考えられる。

香港市民はこうしたことを六十年以上主張してきた。それに対し日本は六十年以上「忘れて」きた。このような長い年月をかけて出来た大きな溝は簡単なことでは埋まらない。両者間の溝を埋めるためには、長い年月が必要である。

-
- 1 朝日新聞『神香港の建設』1941年12月27日、p. 2
 - 2 日本軍は香港を統治すると、イギリス名の街路名や地名、建物のほとんどを日本名に変更させている。
 - 3 朝日新聞『施政如何が事○の鍵』1942年7月20日、p. 2
 - 4 朝日新聞『参戦に沸立つ香港』1943年1月14日、p. 2
 - 5 朝日新聞『逞しき香港の新生』1942年6月14日、p. 2
 - 6 朝日新聞『正しい日本語の指導へ』1942年6月26日、p. 4
 - 7 朝日新聞『沸る日本語熱』1943年5月30日、p. 2
 - 8 小林英夫・柴田善雅『日本軍政下の香港』（社会評論社、1996年）p. 87 [以下『日本軍政下』と略す。]
 - 9 『日本軍政下』p. 90
 - 10 『日本軍政下』p. 90

-
- 11 朝日新聞『人口疎散の必要』1942年4月9日, p. 1
- 12 朝日新聞『帰郷にも温情』 1942年7月26日, p.2
- 13 朝日新聞 1943年2月21日. P.1
- 14 『日本軍政下』 p.55
- 15 關禮雄著 林道生訳 『日本占領下の香港』(御茶の水書房、1995年) p. 84 [以下『占領下』と略す。]
- 16 朝日新聞 1942年6月26日, p. 4
- 17 朝日新聞 1943年1月24日, p.1
- 18 朝日新聞『香港に食料不安なし』1942年8月22日, p. 2
- 19 朝日新聞『香港の面目を発揮』 1943年4月20日, p. 2
- 20 『日本軍政下』 p. 88
- 21 『日本軍政下』 p. 77
- 22 『日本軍政下』 p. 81
- 23 謝永光著 森幹夫訳 『日本軍は香港で何をしたか』(社会評論社、1993年), p. 127
[以下『日本軍』と略す。]
- 24 『日本軍』 p. 129
- 25 『日本軍』 p. 133
- 26 『日本軍』 p. 253
- 27 『日本軍』 p. 127
- 28 朝日新聞 1942年9月6日, p. 2
- 29 『日本軍』 p. 157
- 30 『日本軍』 p. 147
- 31 『日本軍』 p. 158
- 32 『日本軍』 p. 148
- 33 『日本軍』 p. 230
- 34 『日本軍』 p. 230
- 35 『日本軍』 p. 231
- 36 『日本軍』 p. 231,232
- 37 『日本軍』 p. 231,232
- 38 『日本軍』 p. 234,235
- 39 『占領下』 p. 88,89

40 『日本軍』 p. 257,258

41 『日本軍政下』 p. 76

42 <http://www10.ocn.ne.jp/~war/gunpyou.htm>

43 http://www.tsutaya.co.jp/item/movie/view_v.zhtml?pdid=10009501

『風の輝く朝に』の感想については <http://pickel.to/review/kazenokagayaku.htm>
を参照。